

宇部市文化芸術振興条例(仮称)骨子案に対する意見及び検討委員会の考え方(案)

[資料1]

| No. | 項目名 | 頁 | 意見(要旨)   | 委員会の考え方   | 対応 |
|-----|-----|---|--|---|----|
| 1   | 前文  | 1 | ①前文全般<br>「何故、今、この条例を制定しなければならないか、その必要性と目指す目標」が読み取れない。<br>①の「文化の意義」、②の「本市における文化の独自性」をもっとコンパクトにした上で、③「条例制定の趣旨」に取り込み、ひとつの文章にした方がいいのではないか。                               | 文化の振興については、法律及び山口県条例が制定されている中で、市条例を制定する意義・必要性は、宇部市独自の文化を守り、継承していくことについて、その方針を示し、今後のその取組のよりどころとすることにあると考えています。<br>したがって、市独自の文化とは何かを訴えかけることを前文の主眼としたものであります。          | ③  |
| 2   | 前文  | 1 | ②前文－①文化の意義<br>本条例は文化芸術振興条例であるのに、冒頭に「文化」のみに限定した規定を置くことは規定として問題ではないか。確かに3の定義の条で「文化に芸術を包含している定義」がなされてはいるが、それに先立っての使用は問題。<br>前文での①の意義は必要はないと思うが、どうしても必要とするなら「文化・芸術」とすべき。 | 条例名称につきましては、文化芸術振興条例を仮称として検討を開始しましたが、検討の結果、公表どおりの内容を妥当としました。条例名につきましては、委員会からの意見を踏まえ、最終的に市側で決定されます。  | ③  |
| 3   | 前文  | 1 | ③前文－②本市における文化の独自性－1<br>全体として文章が冗長であり、表現の手直しが必要。<br>また、歴とした文化遺産である渡辺翁記念会館を近代化産業遺産ととらえているが、妥当でない。  | 御指摘のとおり、渡辺翁記念会館につきましては、建築物としての価値、そして、建造にあたっての歴史的経緯により重要文化財として指定を受けている文化遺産であります。同じく上記建造の歴史的経緯により、経済産業省による近代化産業遺産の認定を受けていることから、産業都市として発展してきた本市の特性を表すため、案のように表現したものです。 | ③  |

※対応:①意見の方向に従い、修正または追加するもの ②意見の趣旨又は同種の考え方はすでに記載されているもの ③条例骨子には盛り込まないが参考として扱うもの

宇部市文化芸術振興条例(仮称)骨子案に対する意見及び検討委員会の考え方(案)

[資料1]

| No. | 項目名 | 頁 | 意見(要旨)  | 委員会の考え方  | 対応 |
|-----|-----|---|---|--|----|
| 4   | 前文  | 1 | <p>④前文－②本市における文化の独自性－2<br/>③条例制定の趣旨</p> <p>本市における文化の独自性を彫刻に傾斜しすぎているように思われる。彫刻の街であることを否定するものでもなく、評価しているが、本市の文化芸術の歴史を振り返れば、素晴らしい音楽ホールを有した音楽の街であったはず。これを「かって」と切り捨てるのは勿体無い。</p> <p>1 市民の幅広い文化活動の場としての現状を否定するものではないが、本骨子案内容は、この現状に甘んじようとするものである。</p> <p>「条例制定の趣旨」では、この現状のみを継続、発展させるというように解釈せざるを得ないことに異論がある。本条例制定を契機に、渡辺翁記念会館による「音楽の街」の復活を望むものであり、当該内容を条例に盛り込んで欲しい。</p> | <p>委員会としては、苦しい時代に市民活動の中から始まった野外彫刻によるまちづくりと優れた音楽ホールとしての価値の高い渡辺翁記念会館は、ともに本市独自の文化性を語るに当たり、はずすことのできないものだと考えて、前文に詳細に記述したものです。</p> <p>また、この本市独自の文化を継承し、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すことを目的として条例を制定することとしています。</p> <p>しかしながら、御指摘のような誤解が生じる表現となっていることから、表現を手直します。</p> | ①  |
| 5   | 定義  | 2 | <p>⑤定義－1</p> <p>2 「文化」と「芸術」は明らかに別のものであり、芸術を文化に包含した定義付けには無理があるのではないかと。「文化」ではなく、「文化芸術」の定義としたらどうか。</p>   | <p>骨子案に記載したとおり、他の様々な文化領域と同様、芸術も文化に属するものと考え、芸術分野も含め、「文化」として定義付けようとするものです。</p>   | ③  |
| 6   | 定義  | 2 | <p>⑥定義－2</p> <p>2 「定義」の対象を、振興の対象たる「文化芸術」でなく条例の本来の目的である「文化芸術振興」にすべきことを提案する。</p> <p>「振興」という「活動」についての定義にすることにより、本条例が具体的になる。さらにこの振興の内容について、渡辺翁記念会館を中心に音楽等一流の芸術を豊かに享受できる状況の推進を盛り込んで欲しい。</p>  | <p>芸術を含む文化の範囲について定義した上、基本理念に基づき定める基本方針により、御提言の一流の芸術に触れる機会の充実も含めた文化の振興策を、市において策定することとしています。</p>   | ②  |

※対応:①意見の方向に従い、修正または追加するもの ②意見の趣旨又は同種の考え方はすでに記載されているもの ③条例骨子には盛り込まないが参考として扱うもの

宇部市文化芸術振興条例(仮称)骨子案に対する意見及び検討委員会の考え方(案)

[資料1]

| No. | 項目名  | 頁 | 意見(要旨)  | 委員会の考え方   | 対応 |
|-----|------|---|---|---|----|
| 7   | 基本理念 | 2 | <p>⑦基本理念<br/>基本理念は「文化芸術」のうち、「文化」に傾斜しており、もっと「芸術」に関する理念が必要である。<br/>市民の自主性、創造性に基づく文化を重視していることについては全く異論ないが、特に芸術面における啓蒙、レベルの向上を考えると、一流芸術家の公演・展示等への積極的な取組は欠かせないものであることから、そのことを織り込んで欲しい。</p> | <p>御指摘のとおり、優れた芸術の享受は、活発な自主的・創造的文化活動の展開と、相互に補完しあい発展していくものであると考え、必要となる環境の整備に努めることを基本理念の1つとして掲げています。</p> | ②  |
| 8   | 市の役割 | 2 | <p>⑧市の役割<br/>規定が極めて抽象的である。基本理念に則った文化芸術振興のための施策の策定、それを推進する組織体制、推進のための財政措置等について、実効確保の観点から、もっと踏み込んだ規定にすべきである。</p>  | <p>ご指摘の文化芸術振興のための具体的な施策や体制、財政措置等については、「市の役割」の①に基づき、「基本方針」として市長が定めるということにしています。</p>                    | ②  |
| 9   | 基本方針 | 3 | <p>⑨基本方針<br/>「基本方針」の記述内容からすると、項目の名称は、「基本方針の策定」にすべきではないか。</p>  | <p>「基本方針」の項目の名称については、ご意見のとおり、「基本方針の策定」の方が分かりやすいと考え、案を修正します。</p>                                       | ①  |

※対応:①意見の方向に従い、修正または追加するもの ②意見の趣旨又は同種の考え方はすでに記載されているもの ③条例骨子には盛り込まないが参考として扱うもの